優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億三千五百六十七万五千三百七十四円減少し、金二百十六億二千五百六十一万六千四百九十二円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03095-b0a34/index.html

平成二十七年六月十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億一千五十七万三百九十四円減少し、金六億二千百二十七万二千七百五十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03095-b0a34/index.html

平成二十七年六月十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

エムジージェイフォー特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千五百七十四万一千六百五十円減少し、金百三十七億九千百七十五万五千四百四十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十八日付第一三六号一
四月十七日付衆会第一七号

一二ページ●同日付政府調達第一一三号二四ページ●
八ページ

平成二十七年六月十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

GJCF3特定目的会社

取締役　臼井　正志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億一千百二十五万円（但し、A号優先出資については金二億三百十万円、B号優先出資については金一億八百十五万円）減少し、金二百四億四千百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十七年六月十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

GJCF4特定目的会社

取締役　臼井　正志

正誤

ページ	段	行	誤	正
四二四	下	二〇	法律九号	法律第九号
四二五	上	〃	改め	、「第四号」を「第五号」に改め
〃	〃	終りから一二	第一項第一号	第一項第一号
〃	〃	〃	、「国籍」	「、国籍」を削る。
〃	〃	八	第四条第一項中	第四条第一項各号列記以外の部分中
〃	〃	五	居所	国内における居所
〃	二	〃	、同条第二項中	、「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中

〃	〃	二	加え	加え、「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改め
〃	〃	一	改め	改め、同項第一号中「（居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所、国籍及び個人番号）」を加え
〃	〃	下一二	第四十八条の十三第三十一項第三十一項	第四十八条の十三第三十一項
〃	〃	一	書類を	書類（当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地のあるものに限る。）を
四二六	〃	〃	第十条の六第二項	第十条の六第一項
四二七	上	一二	第六条の十二第四項	第六条の十二第四項
四二九	〃	終りから一二	又は	若しくは
四二七	下	一二	変更又は	変更若しくはもの（特定法人に係る実質的支配者を除く。）
〃	〃	一四	及び	及び同法
四二九	〃	一三	名称、	名称及び
〃	〃	一四	及び	及び同法
四三〇	上	終りから一五	第十条の六第二項	第十条の六第一項
〃	下	一一	「及び八」	「及び八」を削る。
〃	〃	一三	第六条の十二第四項	第六条の十二第四項
〃	〃	終りから一九	の住所	の居住地国を示す情報、住所
四三一	下	一	加え	加え、「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改め
〃	〃	一七～一九	改め	改め、同項第一号中「（居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所、国籍及び個人番号）」を加え
〃	〃	一九～二〇	第四十八条の十三第三十一項	第四十八条の十三第三十一項
〃	〃	〃	書類を	書類（当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地のあるものに限る。）を
四三二	上	四	第十条の六第二項	第十条の六第一項
〃	〃	一〇	第六条の十二第四項	第六条の十二第四項
〃	〃	終りから一九	、同条第二項	、同項第五号の改正規定、同条第二項
〃	〃	六～五	第四条第一項	第四条第一項各号列記以外の部分
〃	〃	一	同条第二項各号列記以外の部分	同項第六号の改正規定（第四号を「第五号」に改める部分を除く。）、同項第一号の改正規定（第百六十一条第二号を「第百六十一条第一項第六号」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定（「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改める部分を除く。）、同条第三項第一号の改正規定（「第百六十一条第一項第六号」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（第百六十一条第一項第六号イを「第百六十一条第一項第六号イ」に改める部分に限る。）の一部を
四三一	下	一一	同項第六号の改正規定	同項第六号の改正規定（第四号を「第五号」に改める部分を除く。）
〃	〃	一九～二〇	一項」を「第二十二条の二十二第一項」に改める部分に限る。）	一項」を「第四十二条第一項第六号イ」に改める部分に限る。）
四三二	上	四	一部を	一部を
〃	〃	一〇	四	四及び第十三条
〃	〃	終りから一九	、同項第五号の改正規定	、同項第五号の改正規定
〃	〃	六～五	第四条第一項	第四条第一項各号列記以外の部分
〃	〃	一	同条第二項各号列記以外の部分	同条第二項各号列記以外の部分

四三一ページ上段終りから一三行目と一二行目の間に次のように加える。

（施行期日）

四三一　上　終りから七～五　第四条第一項各号列記以外の部分　第四条第一項各号列記以外の部分中　国内における居所　居所

四三一　下　一五～一七　同条第二項　同条第二項各号列記以外の部分　同条第二項各号列記以外の部分　一七　同条　一七　同条

四三一ページ下段一行目の前に次のように加える。

三　第二条第四項第六号の改正規定（「第四号」を「第五号」に改める部分に限る。）　平成二十八年一月一日

三二　下　様式第二（十一）（裏）　（10）　中　（10）・（11）　同法第十四条の二

三三　上　一七　同条　一六～一四　第百十一号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）（原稿誤り）　第百十一号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）

平成二十七年五月二十一日東北地方整備局告示

八四　一五　大谷川浜―神―大谷川浜―神

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）